

給与支払報告書(個人別明細書)記入例

※ 種別 ※ 整理番号 ※									
④									
支払を受ける者					(受給者番号) 1234-0123456789				
住所 大分県別府市亀川東町○番×号					(個人番号) 1234-5678-9012				
					(役職名)				
					(フリガナ) ベップ イチロウ				
					氏名 別府 一郎				
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与		5,000,000		3,560,000		1,960,000		62,700	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)	
有 従者		380,000		特定 老人 1		1		非居住者である親族の数	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
450,000		120,000		50,000					
(摘要) (前職) 有限会社▲▲▲▲ R3 10.1退職 (支払) 1,000,000円 (社保) 200,000円 (源泉) 10,000円 C 訂正分									
新生命保険料の内訳		旧生命保険料の内訳		介護医療保険料の内訳		新個人年金保険料の内訳		旧個人年金保険料の内訳	
100,000		50,000		100,000		120,000		120,000	
住宅借入金等特別控除適用数		住宅借入金等特別控除可能額		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)			
1				1		2			
(源泉/特別)控除対象配偶者					配偶者の合計所得				
(フリガナ) ベップ ハナコ					480,000				
氏名 別府 花子					国民年金保険料等の金額				
個人番号 1234 5678 9013					基礎控除の額				
					所得金額調整控除額				
(フリガナ) ベップ タロウ					(フリガナ) ベップ ジロウ				
1 氏名 別府 太郎					1 氏名 別府 次郎				
個人番号 1234 5678 9014					個人番号 1234 5678 9015				
2 氏名					2 氏名				
個人番号					個人番号				
3 氏名					3 氏名				
個人番号					個人番号				
4 氏名					4 氏名				
個人番号					個人番号				
未成年者		本人が障害者		中途就・退職		受給者生年月日			
○		○		○		就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日			
○		○		○		○ 3 5 1 昭和 45 1 1			
市区町村提出用									
個人番号又は法人番号					住所(居所)又は居住地				
3 0 0 0 0 2 0 4 4 2 0 2 0					別府市上野口町1番				
支払者					氏名又は名称				
					株式会社 ○ ○ ○ (電話) 0977-12-3456				

給与支払報告(個人別明細書)の記載について

給与支払報告書(個人別明細書)の記載例における詳細につきましては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」または、国税庁ホームページをご覧ください。別府市HPでは、特にご注意ください点等におきまして抜粋して説明しております。

■注意していただきたい項目の説明

(1)「支払を受ける者」の「個人番号」・「氏名」・「フリガナ」	受給者の個人番号(マイナンバー)、氏名を記入してください。氏名欄には必ずフリガナも記入してください。
---------------------------------	--

(2)「16歳未満扶養親族」の記載について	<p>「16歳未満扶養親族の数」欄に人数記載し、「16歳未満の扶養親族」欄にフリガナ・氏名及びマイナンバーをもれなく記載してください。</p> <p>※ 16歳未満の扶養親族に対する控除額は廃止されていますが、住民税を計算する場合、16歳未満の扶養親族も含めた人数で非課税の判定を行っていますので、記載漏れのないようご注意ください。(他にも控除額に影響する場合があります。)</p>
(3)「摘要」	<p>摘要欄は補足する事項を記入してください。特に注意していただきたい点は次のとおりです。</p> <p>【ア】普通徴収における標記について 普通徴収の場合は、摘要欄に普通徴収理由内訳書の略号(記入例:C)を記入してください。</p> <p>【イ】前職 他の支払者分を合算している場合は、記入例のように記入してください。記入が無い場合は、前職分を未合算として取り扱います。</p> <p>【ウ】訂正 給与支払報告書を提出した後、その記入内容の訂正のために再提出する場合は、「訂正分」と赤字で記入してください。</p> <p>※ 上記ア・イ・ウのほか、「3以上の住宅借入金等特別控除」や「租税条約」などの適用がある場合には、税務署から配布される「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご確認ください。</p>
(4)住宅借入金等特別控除の類の内訳	<p>住宅借入金等特別控除の適用を受ける受給者については、住宅借入金特別控除可能額及び居住開始年月日等を必ず記入してください。</p> <p>・一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築含む)⇒住 ・特定増改築の場合⇒増※ ※住民税控除対象外 ・特定取得の場合⇒(特) ・特別特定取得の場合⇒(特特)</p>
(5)「(源泉)控除対象配偶者」及び「扶養親族」	<p>扶養親族の特定のため、必ずフリガナ・氏名及び個人番号を記入してください。</p> <p>※ 扶養親族の氏名及び個人番号が未記入(特に市外居住者)の場合は後日、確認のご連絡をする場合がありますので、ご了承ください。</p>
(6)「乙欄」	乙欄にチェックのある人は、基本的に普通徴収です。
(7)「中途就・退職」	年の中途で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。
(8)「受給者生年月日」	本人確認のため、受給者の生年月日を必ず記入してください。

■令和3年度(令和2年分)より項目が追加、変更されています。

(A)「給与所得控除後の金額(調整控除後)」	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載し、(C)に所得金額調整控除の額を記載してください。(「年末調整の仕方」P24)
(B)「基礎控除の額」	年末調整の際に基礎控除の額が48万円未満になった場合には基礎控除の額を記載してください。 ※基礎控除の額が48万の場合は省略可ですが、32万、16万の場合は、記入してください。
(C)「所得金額調整控除額」	年末調整の際に、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
(D)「寡婦控除・ひとり親控除」	寡婦又はひとり親に該当する場合は「○」とご記入ください。詳しくは「年末調整の仕方」P18、19を参照してください。 ※ひとり親控除が創設され、特別寡婦、寡夫控除が廃止されました。(「年末調整の仕方」P6)